

半田市立青山児童センター・地域子育て支援拠点運営委託プロポーザルに係る回答書

回答日：令和7年7月28日（月曜日）

No	文書名	頁数	質問内容	半田市回答
1	—	—	委託業務仕様書には、再委託の禁止条項は見当たらない。業務の全部、又は一部の再委託が可能な事業なのか。	業務の処理の全部を第三者に委託することは認められません。 また、一部を委任する場合は、承諾した場合のみ可とします。
2	半田市立青山児童センター・地域子育て支援拠点運営事業者公募型プロポーザル実施要領	2頁 2(1)	開館日や時間を変更することは可能か。	児童センターの開館日等は、「半田市児童館条例管理規則」第3条及び第4条に定めているため、原則、変更はできません。 ただし、「半田市立青山児童センターの運営に関する委託仕様書2(2)②」の記載のとおり、特に必要があると認めるときは可能です。
3	—	—	企画提案までに、建物の仕様書や図面等、確認することは可能か。	子ども育成課で把握している図面のみ確認いただくことは可能です。
4	半田市地域子育て支援拠点事業に関する委託業務仕様書	2頁 3(6) ①～④	両事業の職員の兼務配置は可能か。	地域子育て支援拠点事業を行う際に、児童センターの運営に関する委託業務との職員を兼ねることはできません。 ただし、日にちや時間で区別できる場合は除きます。
5	半田市立青山児童センターの運営に関する委託仕様書	1頁 2(2) 2頁 3(1)①	館長及び職員の勤務時間数や常勤、非常勤の別は問わないか。	館長は常勤が望ましいです。 児童厚生員は常時2名以上勤務しているのであれば、勤務時間数、常勤や非常勤は問いません。
6	半田市立青山児童センターの運営に関する委託仕様書	2頁 3(1)①エ	開館時間を通して、常に2名配置されている、ことの解釈でよいか。また、ここでいう職員に館長は含まれるか、含まれないか。原則から外れる場合、どのような届け出が必要か。	ご認識のとおりです。 また、常時2名以上勤務する職員の中には館長は含まれていません。 やむを得ない事情により、2名以上勤務させることができない場合は、届け出の定めはないため、事前に相談いただくようお願いします。
7	半田市立青山児童センター・地域子育て支援拠点運営事業者公募型プロポーザル実施要領	2頁 5	事業収支計画は3年分まとめて提出するのか、1年毎のもとを提出するのかご教示ください。	各年度の収支計画が望ましいです。提案額については、3年分の合計額の記載が望ましいです。